その病気、その症状は

アスベスト

石綿が原因かもしれません

ご家族に、**肺がん**や**中皮腫**などで亡くなられた方はいませんか？

息切れ、胸が苦しいなどの症状が出ていませんか？

石綿による疾病と認定された場合、各種給付を受けることができます。

◆お心当たりのある方は、以下の機関にご相談ください。

- ●お近くの労働基準監督署または都道府県労働局
- ●独立行政法人 環境再生保全機構（ERCA）

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
環境省 Ministry of the Environment
独立行政法人 環境再生保全機構 ERCA Environmental Restoration and Conservation Agency

◆石綿（アスベスト）による疾病

▶石綿は、極めて細い繊維で、熱や摩擦などに強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、過去に石綿が大量に輸入され、さまざまな工業製品に使用されてきました。

▶このため、石綿製品を取り扱う仕事（例：建設業など）をしたことのある方や、石綿を取り扱っていた工場の近隣に住んでいた方などは、石綿を吸い込んだ可能性があります。

▶また、仕事中に石綿を吸い込んだ方が持ち帰った作業着などに付着した石綿を、そのご家族が吸い込み、病気になることもあります。

▶石綿を吸い込むことにより発症する疾病には、①中皮腫、②肺がん、③石綿肺、④びまん性胸膜肥厚、⑤良性石綿胸水などがあり、呼吸器系の症状がよく現れます。

▶石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。（例えば、中皮腫の場合、その多くが４０年前後という長い潜伏期間の後に発症するとされています。）






◆石綿が原因で病気になった場合の補償・救済制度

あなた（または亡くなったご家族）について、医師から「石綿（アスベスト）が原因の病気です」と言われたら…

※石綿が原因の病気になっていなくても、過去に石綿に関する職歴がある場合などは、年に２回無料で健康診断を受診できる「石綿健康管理手帳」の交付を受けられる場合があります。
お近くの都道府県労働局へご相談ください。

あなた（または亡くなったご家族）は、仕事で石綿を取り扱ったことがありますか？

はい

いいえ

あなた（または亡くなったご家族）は、労働者（※）または労災保険の特別加入者ですか？

はい

※労働者とは、「職業の種類を問わず、事業に使用され、賃金を支払われる者」をいい、アルバイトやパートタイマーなどの雇用形態は問いません。

いいえ

労災保険制度による「労災保険給付」

または

石綿健康被害救済制度による「特別遺族給付金」

（労災保険の遺族補償給付の請求権を５年の時効により失った場合）

を受けられる場合があります。

→ お近くの労働基準監督署または都道府県労働局にご相談ください。

（連絡先は、４ページ「お問い合わせ先一覧」へ）

石綿健康被害救済制度による「救済給付」

を受けられる場合があります。

→（独）環境再生保全機構にご相談ください。

石綿（アスベスト）救済相談ダイヤル

電話無料 0120-389-931（さぁはやく きゅうさい）

ERCA

★ 各給付の詳しい内容は、次のページの一覧表をご確認ください。

◆ 各制度の概要（一覧）

	労災保険給付	特別遺族給付金	救済給付
支給対象者	① 労働者または労災保険の特別加入者 ② 上記①の遺族	平成28年3月26日までに石綿による病気で死亡した労働者（特別加入者を含む）の遺族（*） ※労災保険の遺族補償給付請求権を時効（5年）により失った場合に限ります。	① 労災保険等の対象とならない石綿健康被害者（石綿を扱う仕事をしていたかどうかは問いません） ② 上記①の遺族
対象疾病	(a) 中皮腫 (b) 石綿起因性肺がん (c) 石綿肺 (d) びまん性胸膜肥厚 (e) 良性石綿胸水		(a) 中皮腫 (b) 石綿起因性肺がん (c) 石綿肺 (d) びまん性胸膜肥厚 ※(c)(d)は、著しい呼吸機能障害を伴うものに限ります。
石綿にさらされる主な機会	●石綿の吹き付け ●石綿を含む建物の解体 ●石綿を含む製品の製造、加工 などを行う場合		●石綿取り扱い工場の近隣に居住していた ●石綿取り扱い工場で働く人の作業着を洗濯していた ●労災保険の対象とならない人が、石綿を取り扱う仕事をしていた などの場合
給付内容	① 労働者または労災保険の特別加入者 ・療養補償給付（自己負担なしで治療が受けられます） ・休業補償給付（注） ② 上記①の遺族 ・遺族補償給付（注） （年金または一時金）　など （注）ご本人の賃金により給付額が異なります。	・特別遺族年金 （原則240万円/年） または ・特別遺族一時金 （1200万円）	① 労災保険等の対象とならない石綿健康被害者 ・医療費（自己負担分） ・療養手当（約10万円/月） ② 上記①の遺族 ・特別遺族弔慰金（注） （280万円）　など （注）ご本人が申請しないまま亡くなった場合。
請求期限	給付内容により異なります。 ※遺族補償給付の請求権は、ご本人が亡くなった日の翌日から5年で 時効により消滅します。	平成34年3月27日	給付の種類、対象疾病、死亡時期により異なります。 ＜例＞ 中皮腫で平成18年3月26日までに亡くなった方のご遺族による特別遺族弔慰金等請求期限：平成34年3月27日
相談先	お近くの労働基準監督署または都道府県労働局 ☆ 各給付に関する一般的なご質問については、「労災保険相談ダイヤル」でも受け付けています。		(独)環境再生保全機構 アスベスト石綿救済相談ダイヤル ERCA さぁはやく　きゅうさい 電話無料 0120-389-931
	詳しくは、裏面をご覧ください。		

(*) 平成23年の「石綿による健康被害の救済に関する法律」改正により、「特別遺族給付金」の支給対象が拡大され、改正前には支給を受けられなかった平成18年3月27日以降に死亡した方のご遺族についても支給を受けられるようになりました。

◆お問い合わせ先一覧

労災保険給付・特別遺族給付金（石綿健康被害救済制度）について

《お近くの労働基準監督署または都道府県労働局》

監督署 検索

（所在地一覧） http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

都道府県労働局労働基準部労災補償課					
北海道	011（709）2311	石川	076（265）4426	岡山	086（225）2019
青森	017（734）4115	福井	0776（22）2656	広島	082（221）9245
岩手	019（604）3009	山梨	055（225）2856	山口	083（995）0374
宮城	022（299）8843	長野	026（223）0556	徳島	088（652）9144
秋田	018（883）4275	岐阜	058（245）8105	香川	087（811）8921
山形	023（624）8227	静岡	054（254）6369	愛媛	089（935）5206
福島	024（536）4605	愛知	052（855）2147	高知	088（885）6025
茨城	029（224）6217	三重	059（226）2109	福岡	092（411）4799
栃木	028（634）9118	滋賀	077（522）6630	佐賀	0952（32）7193
群馬	027（896）4738	京都	075（241）3217	長崎	095（801）0034
埼玉	048（600）6207	大阪	06（6949）6507	熊本	096（355）3183
千葉	043（221）4313	兵庫	078（367）9155	大分	097（536）3214
東京	03（3512）1617	奈良	0742（32）0207	宮崎	0985（38）8837
神奈川	045（211）7355	和歌山	073（488）1153	鹿児島	099（223）8280
新潟	025（288）3506	鳥取	0857（29）1706	沖縄	098（868）3559
富山	076（432）2739	島根	0852（31）1159		

《厚生労働省のホームページ》 http://www.mhlw.go.jp

トップページ「クローズアップ厚生労働省」をクリック→雇用・労働「アスベスト（石綿）」へお進みください。
（労災認定等事業場一覧表など、石綿情報を掲載しています。）

《労災保険相談ダイヤル》 0570-006031 ／受付時間 平日 9:00 ～ 17:00

労災保険給付や特別遺族給付金に関する一般的なご質問については、こちらでも受け付けています。
※ ご利用にあたっては、通話料がかかります（全国一律料金）。

救済給付（石綿健康被害救済制度）について

《独立行政法人 環境再生保全機構（ERCA）》

石綿（アスベスト）救済相談ダイヤル

電話無料 **0120-389-931**（さぁはやく きゅうさい）

受付時間 9：30 ～ 17：30
土・日・祝・年末年始 12/29 ～ 1/3 を除く



（ホームページ） **http://www.erca.go.jp/asbestos/**

石綿 救済 検索

《環境省 地方環境事務所》

（ホームページ） http://www.env.go.jp/region/

- 北海道地方環境事務所（札幌市） 011-299-1952
- 東北地方環境事務所（仙台市） 022-722-2873
- 関東地方環境事務所（さいたま市） 048-600-0815
- 新潟事務所（新潟市） 025-280-9560
- 中部地方環境事務所（名古屋市） 052-955-2134
- 近畿地方環境事務所（大阪市） 06-4792-0703
- 中国四国地方環境事務所（岡山市） 086-223-1581
- 高松事務所（高松市） 087-811-7240
- 広島事務所（広島市） 082-511-0006
- 九州地方環境事務所（熊本市） 096-322-2411
- 福岡事務所（福岡市） 092-437-8851

★上記のほか、最寄りの保健所でも相談・申請を受け付けています。

（H29.11）